1. 招集日時

令和4年7月11日(月)

開 会 12時41分

閉 会 13時37分

2. 招集場所

宇都宮市本町3番9号 本町合同ビル9階 栃木県国民健康保険団体連合会9階大会議室

3. 出席者

理事定数 15 名中、14 名出席

理事長 広瀬寿雄 (下野市長)

副理事長 入野正明 (市貝町長)

副理事長 花塚隆志 (さくら市長)

常務理事 星 野 光 利 (上三川町長)

常務理事 小祝章二(学識経験者)

理 事 佐藤栄一 (宇都宮市長) 書面参加

赤 沼 岩 男 (全国歯科医師国保組合栃木県支部長)

稲 野 秀 孝 (栃木県医師国保組合理事長)

粉 川 昭 一 (日光市長)

大川秀子(栃木市長)書面参加

平 山 幸 宏 (那須町長) 書面参加

福島泰夫 (那珂川町長)

早川尚秀(足利市長)書面参加

金 子 裕 (佐野市長) 書面参加

4. 附議事項

I 報告事項

報告第1号 理事長専決事項報告

- 1 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費 負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算補正について
- 2 令和4年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 3 令和4年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定) 歳入歳出予算補正について
- 4 令和4年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務 勘定)歳入歳出予算補正について

Ⅱ 議決事項

議案第1号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について

議案第2号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第4号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務事業特別 会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理 事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 議案第7号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計 歳入歳出決算の認定について
- 議案第8号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会 計歳入歳出決算の認定について
- 議案第9号 令和3年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 議案第10号 令和4年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定) 歳入歳出予算補正について
- 議案第11号 令和4年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(抗体検査 等費用に関する支払勘定)歳入歳出予算補正について
- 議案第12号 栃木県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部改正について
- 議案第 13 号 栃木県国民健康保険団体連合会職員育児休業等に関する規則の一部改正について
- 議案第14号 令和4年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について
- 議案第 15 号 令和 4 年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会の招集日時・場所及び附議事項について

Ⅲ 協議事項

- ①国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請活動について
- ②令和4年度国保ヘルスアップ事業に係る対応について

6. 議事経過

司 会 (開会宣言)

開会挨拶 理事長 広 瀬 寿 雄

(出席理事数報告)

司 会 本日の理事会の出席理事数について、ご報告を申し上げます。

理事定数 15 名のところ、現在、出席が 8 名、書面による代理出席など 5 名を含めまして、13 名のご出席をいただいております。過半数の出席をいただいておりますので、本理事会が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、議事に入ります。本理事会の議長につきましては、規約の定めによりまして、理事長である広瀬理事長があたることになっております。広瀬理事長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、規約の定めによりまして、暫時、議長を務めさせていただきます。議 事の運営につきましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

> まず、本理事会の議事録署名者をご指名申し上げます。日光市長、粉川昭一さん、 那珂川町長、福島泰夫さん、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日、提案いたしました案件は、報告事項1件、議決事項15件、協議事項2件、 でございます。これを順次議題に供します。

まず、報告事項を先議いたします。報告第1号は「理事長専決事項報告について」 でございます。これを議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号について、別冊議案書に基づき、次のとおり説明。

- ○令和3年度の後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)において、療養介護と感染症に係る医療費の支払いに不足が生じため、1,545万4千円の補正を3月28日付にて専決処分したことを報告した。
- ○介護・障害の処遇改善支援補助金・交付金の支給事務の実施にあたり、令和4年度の一般会計、介護業務勘定、障害者総合支援業務勘定において、2,097,598千円の補正を4月27日付にて専決処分したことを報告した。

《質疑・意見等なし》

議 長 ご質疑がないものと認め、報告第1号は報告のとおり承認いたしました。 次に皆様にお諮りいたします。

これから議決事項の審議に入りますが、関連事項につきましては、一括議題に供し、審議いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認めまして、関連議案につきましては一括上程することとい たします。

はじめに、議案第1号から議案第9号につきましては、令和3年度に係る本会事業報告並びに一般・特別両会計の歳入歳出決算の認定」でございます。いずれも関連がございますので、一括議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号から議案第9号について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき説明。

◆議案第1号 令和3年度本会事業報告の認定について

令和4年2月25日開催の通常総会の決議に基づき、次の7つ事業を実施した旨の報告を行った。

○第1「国民健康保険事業の安定的運営」について

国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、 調査研究、価値ある情報の提供に努めた。また、医療保険制度を将来にわたって持 続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国民健康保 険事業の安定運営に向けた運動を展開した。

○第2の「成果を上げる国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の 展開」について

審査事務共助の充実強化、審査委員会への情報の提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図りつつ、審査支援システム等の活用をするとともに審査基準の統一化に取り組み、業務プロセスの見直しなどの効率化を進めながら、国保総合システムを活用した審査の更なる精度向上に努めた。また、「骨太方針 2020」に掲げられた、審査支払機関改革への取組の中で、国保総合システムの次期更改時(2024年度)にあたっては、審査支払機関におけるシステムの共有化など、審査支払業務が整合的かつ効率的に機能するよう求められていることから、影響を整理のうえ、全国統一のコンピュータチェック項目の精査等について国保中央会・審査委員会と連携を図りながら検討を進めた。併せて、普通交付金収納事務、出産育児一時金等支払業務及び風しん対策抗体検査等費用の支払業務の適正執行と、後期高齢者医療事務代行業務の効率的な事業展開に努めた。

○第3の「共同事業の効率的推進」について

保険者事務共同電算処理事業等の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システムの機能改善による保険者事務の効率化と国保情報集約システム及び国保データベース (KDB) システムの適正な運用を図るとともに、保険者ニーズに沿った価値あるデータの提供を行い、保険者支援の充実強化に努めた。また、第三者行為損害賠償求償事務については、損害賠償責任保険等に加入しているすべての案件(保険超過分を含む)について本事業へ移行し、損害賠償保険未加入のすべての傷害事故を試行的に実施するとともに、求償金の滞留防止に努め、保険者事務の効率化を図った。さらに、海外療養費不正請求対策支援業務の適正な事務の執行と、国保税賦課シミュレーション支援事業の充実に努め、事業の推進を図った。

○第4の「実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執 行」について

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成、国保データベース (KDB) システムからの医療データの活用などに基づく保健事業を推進するとともに、栃木県保険者協議会を通じ、地域・職域保険の連携強化等により保健事業の実効性を高めるなど市町保健事業の支援を行った。また、医療保険情報を活用したデ

ータ分析・生活習慣病(予備群)減少のためのデータ提供活用支援、高齢者の保健 事業と介護予防の一体的な実施及び糖尿病性腎症重症化予防の推進、並びに特定健 診受診率向上支援の充実強化を図るとともに、重複服薬者等訪問指導等支援事業を 実施し医療費適正化の推進に努めた。併せて、特定健診等のデータ管理業務の適正 執行を行い、保険者事務の効率化に努めた。

○第5の「介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行」について

介護給付適正化対策事業の積極的推進による保険者支援の強化を図るとともに、 介護給付費等審査支払業務、障害者総合支援給付費及び公費負担医療等審査支払業 務の適正執行、並びに介護サービスの質的向上を図った。また、介護保険の制度改 正・報酬改定及び障害福祉サービス等の報酬改定について、同改定に対応したシス テム環境の整備を行い、保険者事務の効率化を図った。

○第6の「新規事業への対応」について

各種システム等(第三者行為損害賠償求償事務システム・介護保険者ネットワーク等)の機器更改に適切に対応するとともに、オンライン資格確認開始

にあたっては、被保険者証番号の個人単位化に対応するための関連システムの改修のほか、レセプトの振替・分割処理を適正に実施した。また、医療及び介護給付の適正化の推進を図るため、医療と介護の突合点検を実施し、更なる保険者支援の充実を図った。加えて、新たな保険者支援事業として、外国人向け啓発用リーフレットの作成及びWeb 広告(CM動画)を活用した広報事業を展開したほか、新型コロナウイルスワクチン接種について、国からの要請に基づき請求支払事務を実施した。

○第7の「成果を生み出す組織体制、事務運営等の整備」について

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効率的に進めるため、令和3年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努めた。また、組織の運営と業務の信頼性・有効性確保のための情報セキュリティ体制の整備と運用改善に努めた。(IS027001の認証維持)

◆議案第2号 令和3年度本会一般会計歳入歳出決算額

歳入決算額 544,857,667 円 歳出決算額 543,082,887 円 歳入歳出差引額 1,774,780 円

歳入歳出差引残額1,774,780円は、翌年度へ繰越すものとする。

- ◆議案第3号 令和3年度本会診療報酬審查支払特別会計歳入歳出決算額
 - 1 業務勘定

歳入決算額 1,397,756,225円 歳出決算額 1,337,290,982円 歳入歳出差引額 60,465,243円

歳入歳出差引残額 60,465,243 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 国民健康保険診療報酬支払勘定

歳入決算額 144,018,044,955円

歳出決算額 143,987,465,096円

歳入歳出差引額 30,579,859円

歳入歳出差引残額 30,579,859 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額 3,964,300,470円

歳出決算額 3,962,844,338円

歳入歳出差引額 1,456,132円

歳入歳出差引残額1,456,132円は、翌年度へ繰越すものとする。

4 出産育児一時金等に関する支払勘定

歳入決算額 902,474,499円

歳出決算額 902, 474, 499円

歳入歳出差引額 0円

5 抗体検査費用等に関する支払勘定

歳入決算額 2,926,003,052円

歳出決算額 2,926,003,052円

歳入歳出差引額 0円

◆議案第4号 令和3年度本会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出 決算額

1 業務勘定

歳入決算額 680,704,757円

歳出決算額 621,347,697円

歳入歳出差引額 59,357,060 円

歳入歳出差引残額 59,357,060 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

歳入決算額 209,578,872,619円

歳出決算額 209, 569, 027, 149 円

歳入歳出差引額 9,845,470円

歳入歳出差引残額9,845,470円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額 1,285,048,005円

歳出決算額 1,284,047,111円

歳入歳出差引額 1,000,894円

歳入歳出差引残額1,000,894円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第5号 令和3年度本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計 歳入歳出決算額

歳入決算額 422,732,633 円

歳出決算額 419,513,765円

歳入歳出差引額 3,218,868円

歳入歳出差引残額3,218,868円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第6号 令和3年度本会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額529,561,761 円歳出決算額520,356,192 円

歳入歳出差引額 9,205,569円

歳入歳出差引残額 9,205,569 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 介護給付費支払勘定

歳入決算額 144, 235, 920, 477 円 歳出決算額 144, 235, 324, 019 円

歳入歳出差引額 596,458 円

歳入歳出差引残額 596,458 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する報酬等支払勘定

歳入決算額 1,264,446,464円

歳出決算額 1,264,442,417円

歳入歳出差引額 4,047円

歳入歳出差引残額4,047円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第7号 令和3年度本会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出 決算額

1 業務勘定

歳入決算額 92,532,468円

歳出決算額 77,870,636円

歳入歳出差引額 14,661,832円

歳入歳出差引残額 14,661,832 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 障害介護給付費支払勘定

歳入決算額 41,408,849,469円

歳出決算額 41,408,828,065円

歳入歳出差引額 21,404円

歳入歳出差引残額 21,404 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 障害児給付費支払勘定

歳入決算額 9,136,442,435円

歳出決算額 9,136,442,435円

歳入歳出差引額 0円

◆議案第8号 令和3年度本会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出 決算額

歳入決算額 1,348,981,659円

歳出決算額 1,347,977,181円

歳入歳出差引額 1,004,478円

歳入歳出差引残額1,004,478円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第9号 令和3年度本会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額

10,000,180 円

歳出決算額

180 円

歳入歳出差引額

10,000,000 円

歳入歳出差引残額 10,000,000 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◇実費弁償判定の結果

令和3年度決算の状況から、実費弁償の判定を行った結果、調整後当期収支差額が、280万527円のマイナスとなり剰余がなく実費弁償されていると判断できるので、今年度の控除精算は生じないことを報告。

◇独立監査法人の監査報告書

監査結果の意見として、すべての重要な点において国保法及び関連する法令 に定められている会計の基準に準拠して作成されているものと認めるとされ たことを報告。

◇監事会の監査報告書

決算書と関係証憑書類等を慎重に照合したところ、内容すべて適正妥当であり歳入歳出との正確であることを認めるとされたことを報告。

議 長 ただ今、事務局より、議案第1号から議案第9号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議 長 ご質疑もないようですので、議案第1号から議案第9号は、原案どおり議決する ことにご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号から議案第9号につきましては、原案どお り議決されました。

次に、議案第10号及び議案第11号につきましては、「令和4年度本会特別会計 に係ります歳入歳出予算補正について」でございます。これを一括議題に供し、事 務局の説明を求めます。

事務局

議案第10号及び議案第11号について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき 説明。

- ◆議案第 10 号「令和 4 年度本会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出 予算補正について」 予算補正額 41,983 千円
 - ○補正要因
 - ・新型コロナウイルスワクチン(4回目接種)請求支払事務に係る事務費 41,200千円
 - · 令和 3 年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金過年度返還金

783 千円

- ◆議案第 11 号「令和 4 年度本会診療報酬審査支払特別会計(抗体検査等費用に関する支払勘定)歳入歳出予算補正について」 予算補正額 1,051,011 円 ○補正要因
 - ・新型コロナウイルスワクチン(4回目接種)請求支払事務に係る接種費用

予算補正額 1,051,011 円

議 長 ただ今、事務局より、議案第10号及び議案第11号について説明がありました。 何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、議案第10号及び議案第11号は、原案どおり議決することにご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認め、議案第10号及び議案第11号は、原案どおり議決されました。

次に、議案第 12 号及び議案第 13 号については、「本会規則の一部改正について」 でございます。これを一括議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号及び議案第13号について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき 説明。

- ◆議案第12号 「本会職員服務規則の一部改正について」
 - ○改正趣旨

職員が不妊治療を受けながら、働き続けられる職場づくりに取り組む動きが広がっており、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備・推進を図るため、特別休暇を制定するため、規則の一部改正を行うもの。

◆議案第13号 「本会職員育児休業等に関する規則の一部改正について」

○改正趣旨

○趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じた男女ともに、仕事と育児等を両立できるようにするため、育児・介護休業法が改正されたことに伴い、育児休業の分割取得等を可能とするため、規則の一部改正を行うもの。

議 長 ただ今、事務局より、議案第12号及び議案第13号について説明がありました。 何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議 長 ご質疑もないようですので、議案第 12 号及び議案第 13 号につきましては、原案 どおり議決することにご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認め、議案第12号及び議案第13号については、原案どおり 議決されました。

> 次に、議案第14号「令和4年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」 を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 14 号について、次のとおり議案書に基づき説明。

委員1名の合計13名となる。

◆議案第14号「令和4年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」

本会表彰規則第2条に基づき、令和4年度の国保功労者の表彰の同意を求める もの。本年度の功労者は、国保運営協議会委員12名と国保診療報酬審査委員会 議 長 ただ今、事務局より、議案第 14 号について説明がありました。何かご意見等ご ざいませんか。

《意見なし》

議長

ご意見もないようですので、議案第 14 号は、原案どおり議決どおり議決いたします。

次に、議案第 15 号「本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」を 議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第14号について、次のとおり議案書に基づき説明。

- ◆議案第 15 号「令和 4 年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」
 - ○招集日時 令和4年7月29日(金)午後2時
 - ○場所 本町合同ビル9階大会議室
 - ○附議事項 議案書に記載のとおり
- 議 長 ただ今、事務局から議案第 15 号について説明がありました。何か、ご意見等ご ざいませんか。

《意見なし》

議 長 ご意見がないようですので、議案第 15 号は、原案どおり召集することにご異議 ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長

ご異議がないものと認め、令和 4 年度通常総会は、7 月 29 日、金曜日、午後 2 時から、国保連合会 9 階大会議室において開催することとして、議決いたしました。 以上で、本日の理事会に提案いたしました全議案につきまして、審議を終了いたしました。

議長

続きまして、協議事項に移ります。

協議事項 1、「国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請活動について」、また、協議事項 2、「令和 4 年度国保へルスアップ事業に係る対応について」、事務局の説明を求めます。

事務局

協議事項1から2について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき説明。

◆協議事項1「国保総合システムの次期更改に係る国庫補助獲得のための要請活動 について」

○趣旨

国保総合システムの更改にあたり、政府の方針に基づくシステム開発を行うためには、令和5年度においては56.83億円の財源不足が見込まれている。この財源不足への対応として、7月29日開催の通常総会において、国の責任において必要な財政措置を講ずるよう要望する旨の決議を行うこと、また、決議に基づき、本県選出の国会議員へ陳情活動を実施することを了承いただくもの。

◆協議事項2「令和4年度国保ヘルスアップ事業に係る対応について」

○趣旨

令和4年度における国保へルスアップ支援事業のうち、3つの事業を栃木県から本会に委託する旨の依頼を受けたところであるが、栃木県において国と事前協

議中であることから、補正予算の編成が遅延している。そのため、栃木県から正式な依頼を受け次第、令和4年9月以降の事業実施に向けた補正予算について、 理事長専決処分とさせていただくことを了承いただくもの。

議長

ただ今、事務局より協議事項2点について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長

ご質疑もないようですので、説明のとおり、ご了承をお願いいたします。

以上を持ちまして、本日附議されました議案並びに協議事項につきましては、すべて終了いたしましたが、この際、折角の機会でございますので、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

《質疑・意見等なし》

議 長

ご発言もないようですので、最後に私からお話をさせていただければと思います。

皆様ご承知のとおり、私は8月5日をもって下野市長を退任いたします。これに 伴いまして、国保連合会の理事長も退任することとなります。

つきましては、後任の理事長について、国保情勢が厳しい中、ご苦労をお掛けすることとなり、大変恐縮ではございますが、これまでの経緯等を踏まえ、現在、副理事長である、さくら市の花塚市長にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

《承認》

議長

ありがとうございます。

それでは、この後の事務手続きについては、規約に則り、事務局に対応させますので、ご一任いただければと思います。

以上をもちまして、本日の理事会を終了といたします。本日は、長時間にわたり、 慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

(閉会)